

神栖市長選挙

投票日

11月9日



午前7時～午後6時



© 神栖市

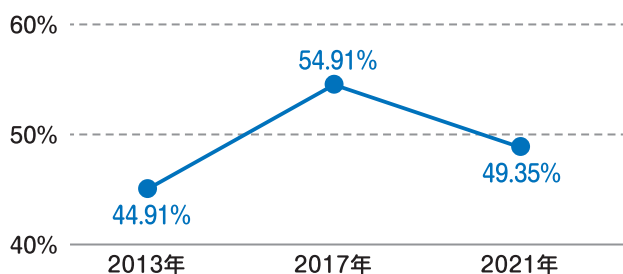
期日前投票のお知らせ

※地図は裏面をご覧ください

期 日 前 投 票 所	期 間	時 間
神栖市役所	11月3日(月・祝)～8日(土)	午前8時30分～午後8時
波崎総合支所		
若松公民館	11月3日(月・祝)・4日(火)	午前9時～午後6時

選挙権年齢は、**18歳以上**です。

神栖市長選挙の投票率の推移



市長選挙は、皆様の意思が市政に反映される大切な選挙です。
棄権せずに、投票をお願いします。

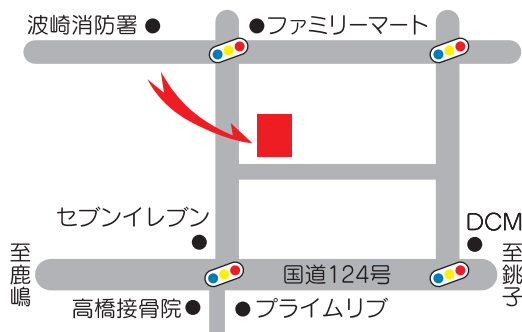
期日前投票所のご案内

期日前投票は、お住まいの地区にかかわらず、**どの投票所でも投票できます。**
投票日当日に仕事や旅行などで投票に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

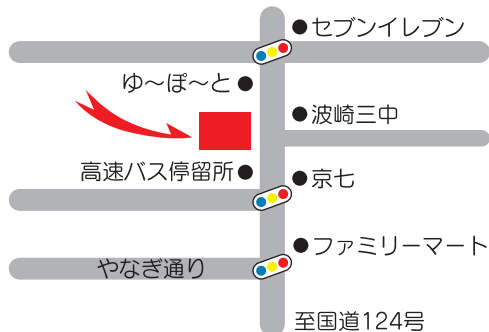
神栖市役所



波崎総合支所

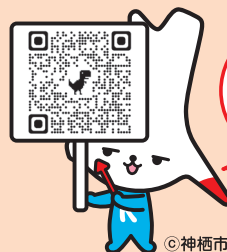


若松公民館



不在者投票について

投票所に行くことができない方でも、投票
することができる場合があります。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。



©神栖市

入場整理券がなくても投票できます。

この場合、マイナンバーカード、運転免許証など本人確認ができるものを持参してください。

選挙公報は、投票日の前日までに新聞折り込みでお届けするほか、コンビニなどにも配置します。

◎なりすまし投票は犯罪です。

投票所(期日前投票所を含む。)において、他人になりすまして投票しようとする事や、候補者の氏名等を指示して投票に関与することなどは、公職選挙法違反として処罰の対象となります。また、なりすまし投票を依頼するなど、違反行為を強要、ほう助した人にも厳罰が処せられます。**「知らなかった」ではすまされない大切なルールです。**正しい選挙がおこなわれるよう、有権者も高い意識をもって臨みましょう。